

交通政策審議会海事分科会船員部会
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

平成28年8月9日(火)

14:00 ~ 16:00

3号館10階第6会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学大学院海洋科学教授

野川 忍 明治大学大学院法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

平岡 英彦 全日本海員組合中央執行委員

和田 文男 全日本海員組合国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

蔵本由紀夫 全国海運組合連合会副会長

山本 廣 船主団体内航労務協会専務理事

配布資料一覧

資料1	交通政策審議会への諮問について.....	1
	諮問第251号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正について）」	
資料2	全国内航鋼船運航業最低賃金.....	2
	（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）	
資料3	内航海運業の概要.....	4
資料4	最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数.....	10
資料5	全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査.....	11
資料6	全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況.....	12
資料7	最低賃金の改正に係る参考資料.....	13
	・内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）...	14
	・費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）.....	15
	・消費者物価指数（10大費目）.....	16
	・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数...	17
	・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額.....	18
	・地域別最低賃金額改定の目安の推移.....	19
	・地域別最低賃金額一覧.....	20
	・給与勧告の実施状況等.....	21

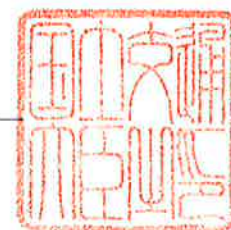
国海員第 103 号
平成 28 年 7 月 13 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 251 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 1 0 月 3 0 日 平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
 一部改正平成 9 年 1 0 月 3 1 日 平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
 一部改正平成 1 0 年 1 1 月 2 日 平成 1 0 年運輸省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 1 3 年 1 1 月 1 日 平成 1 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 1 8 年 1 2 月 1 日 平成 1 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 2 0 年 1 2 月 1 日 平成 2 0 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 2 6 年 3 月 3 日 平成 2 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日 平成 2 6 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
 一部改正平成 2 7 年 1 2 月 2 日 平成 2 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 2 7 年法律第 1 5 1 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 1 0 0 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 2 4 5, 1 5 0 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、2 2 8, 7 0 0 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	

海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	2年6月
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	2年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 186,550円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、177,250円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

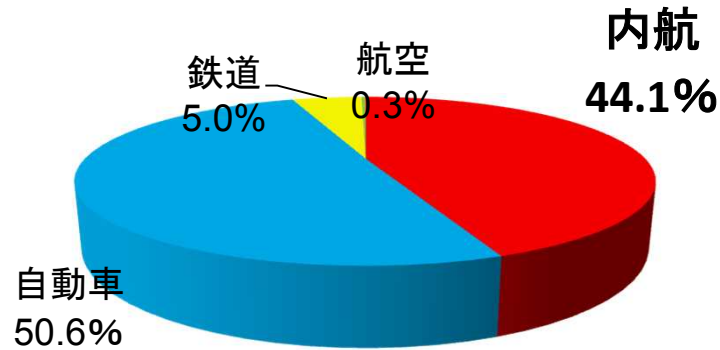
この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

内航海運業の概要

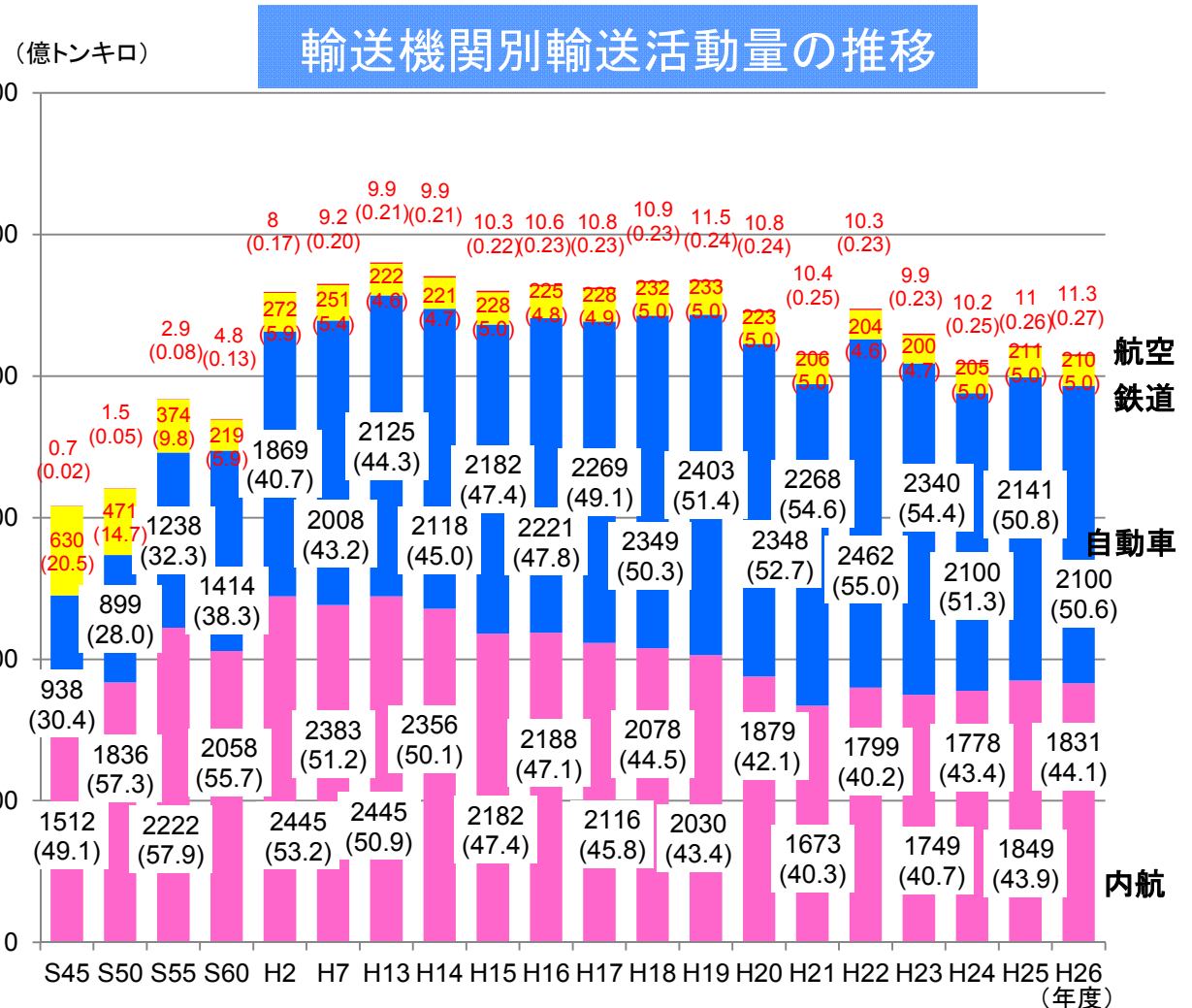
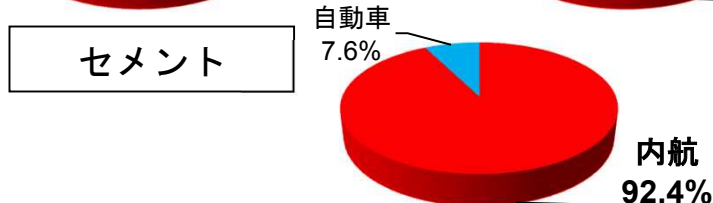
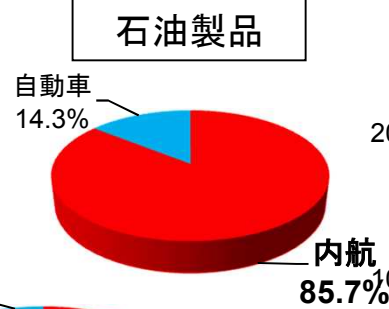
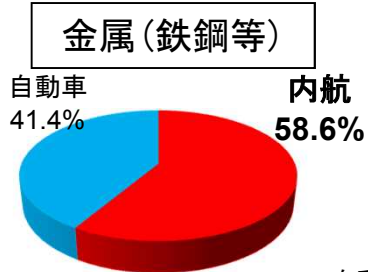
平成28年8月
海事局内航課

輸送機関別シェア及び輸送活動量の推移

○内航海運は、国内貨物輸送の約4割、鉄鋼、石油、セメント等産業基礎物資輸送の約8割を担っている。



輸送機関別シェア
(トンキロベース:平成26年度)

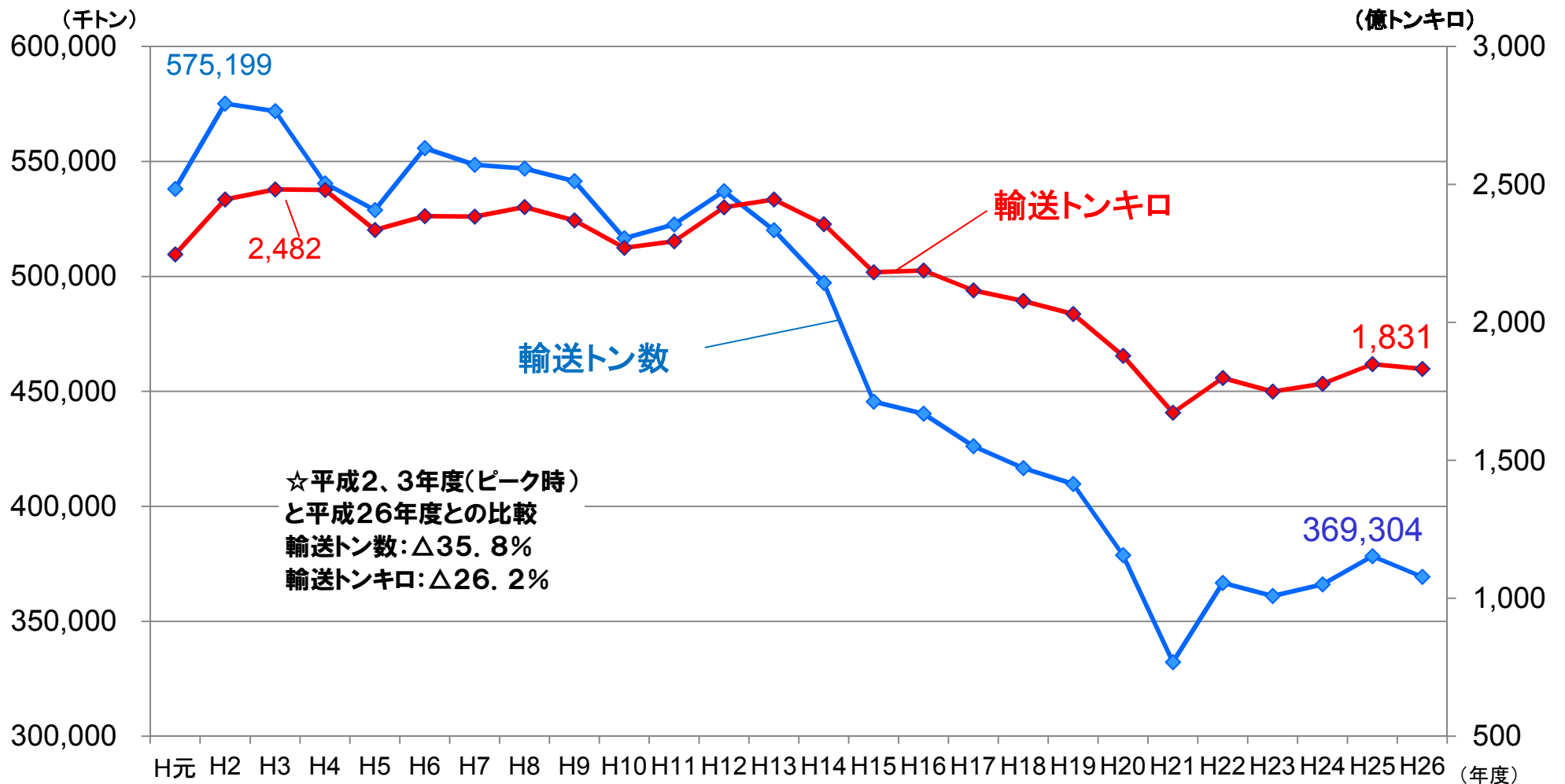


○ 国土交通省資料より作成
(注) 品目別輸送機関別シェアは、平成21年度の割合である。

()内は輸送機関別シェア(%)

内航貨物輸送量等の推移

○輸送量及び輸送活動量の推移を内航海運のみで見ると、輸送トン数は大きく減少しているものの、輸送トンキロは横ばいで推移している。これは、短距離の内航輸送の貨物が減少ないしは陸上輸送に転移したことが伺えるとともに、内航海運が長距離・大量輸送に適した輸送機関であることを示している。



内航海運の事業構造

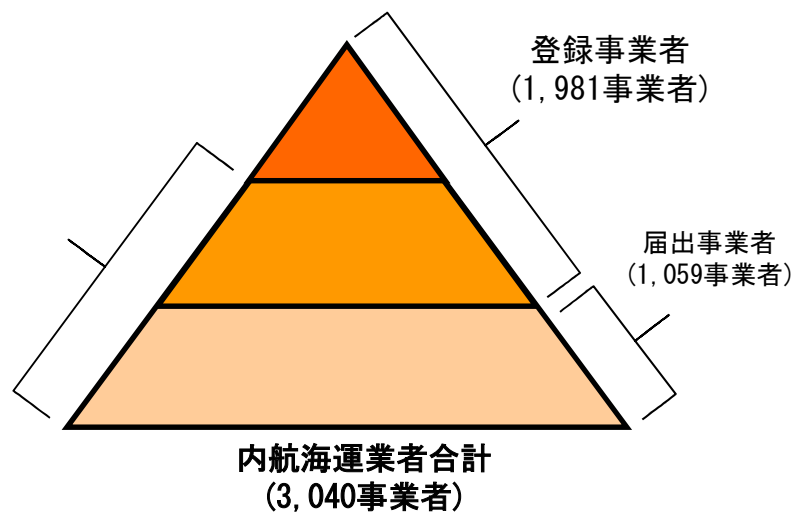
○内航海運事業者数は、3,040者(平成28年3月末現在)となっており、減少傾向が続いている。

概要

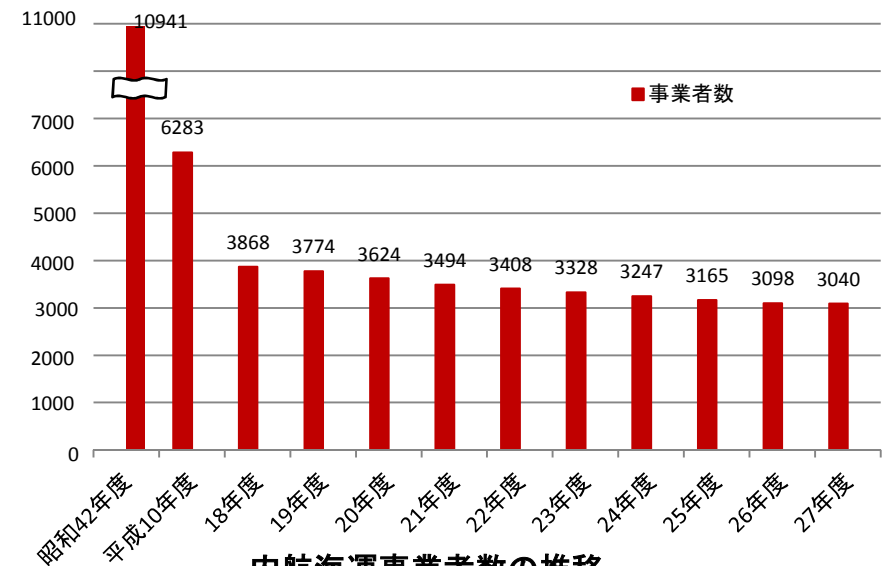
- 1. 内航海運業者数 3,510事業者 (うち、休止事業者470者) 99.6%が中小企業
- 2. 登録事業者数 2,218事業者 (うち、休止事業者237者)
- 3. 届出事業者数 1,292事業者 (うち、休止事業者233者)

(注) 登録事業者は100総トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を使用する者、届出事業者は100総トン未満かつ長さ30メートル未満の船舶のみを使用する者である。

届出事業者及びいわゆる「一杯船主」と呼ばれる使用船舶が1隻以下の登録事業者(1,091事業者)で全事業者数の約7割を占めている。



内航海運業者の構成ピラミッド (休止事業者を除く)



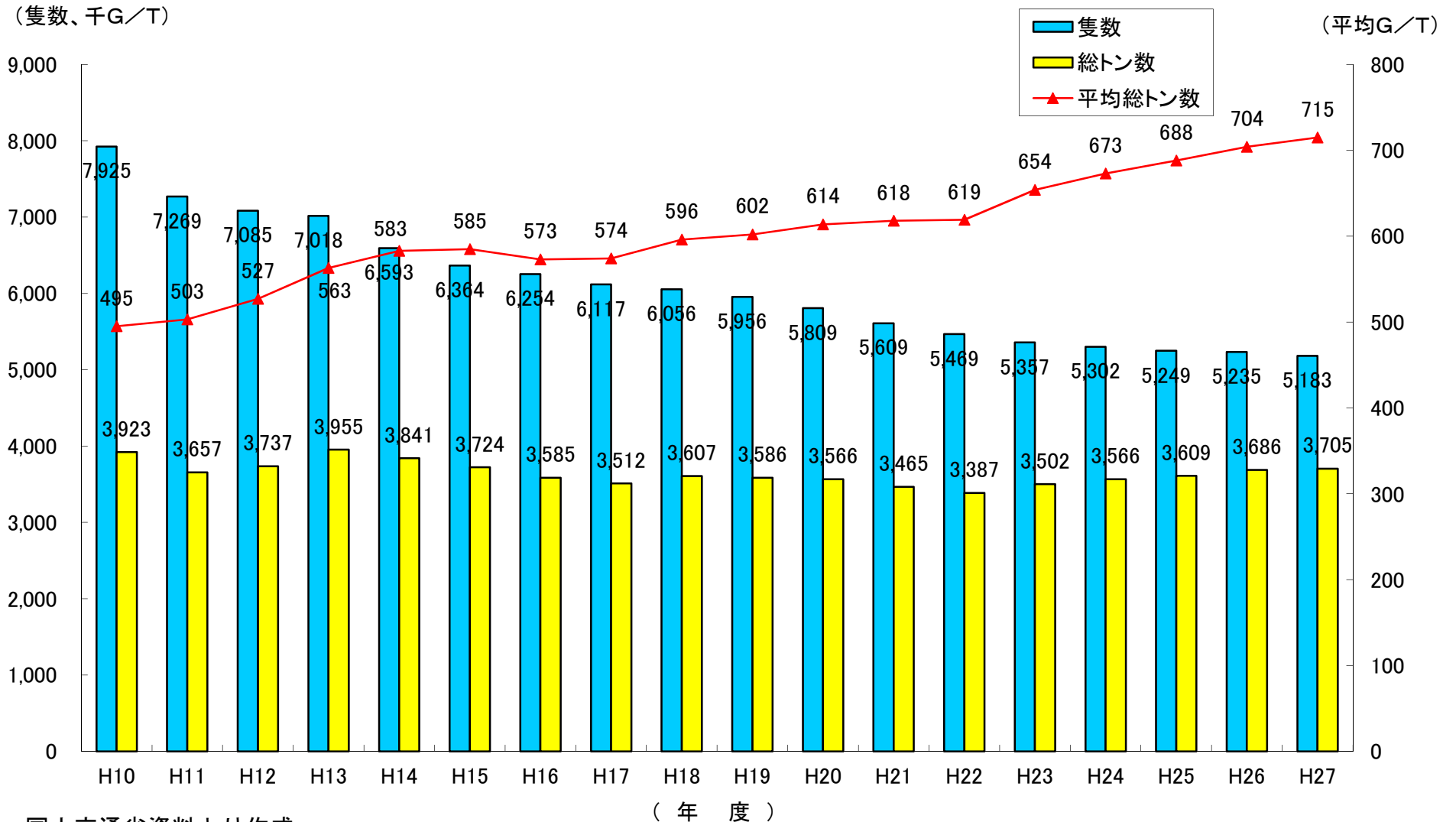
内航海運事業者数の推移

※昭和42年度は届出事業者を含まない

○ 海事局資料より作成
(注) 2016年4月1日現在。

内航船舶の推移

○内航船の隻数については、事業者数と同様に一貫して減少が続いているが、一隻あたりの大きさは大型化する傾向にあり、総トン数は大きくは減少していない(やや減少。ただし近年は微増)。



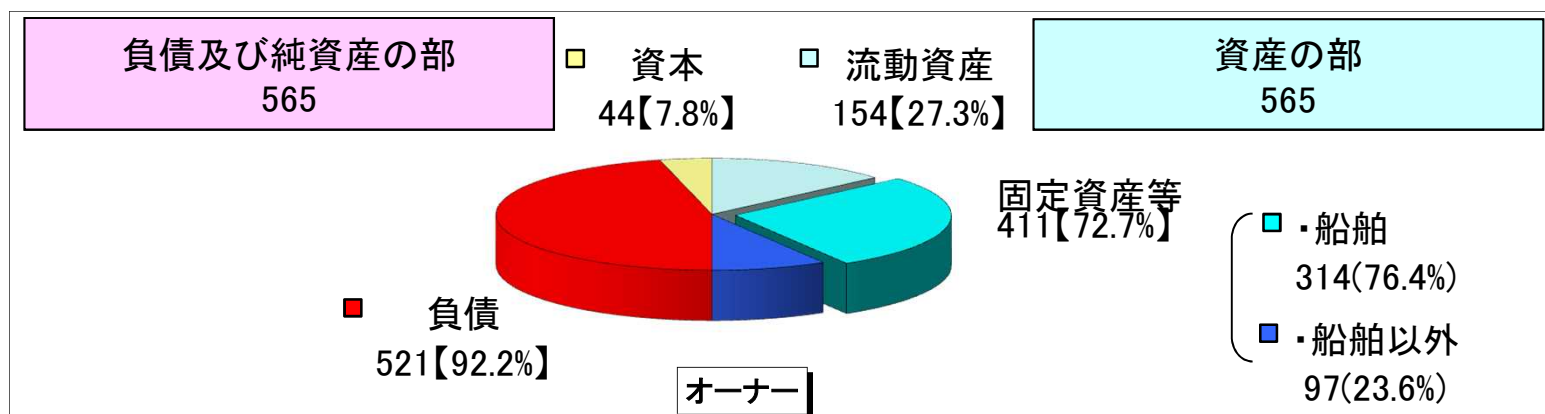
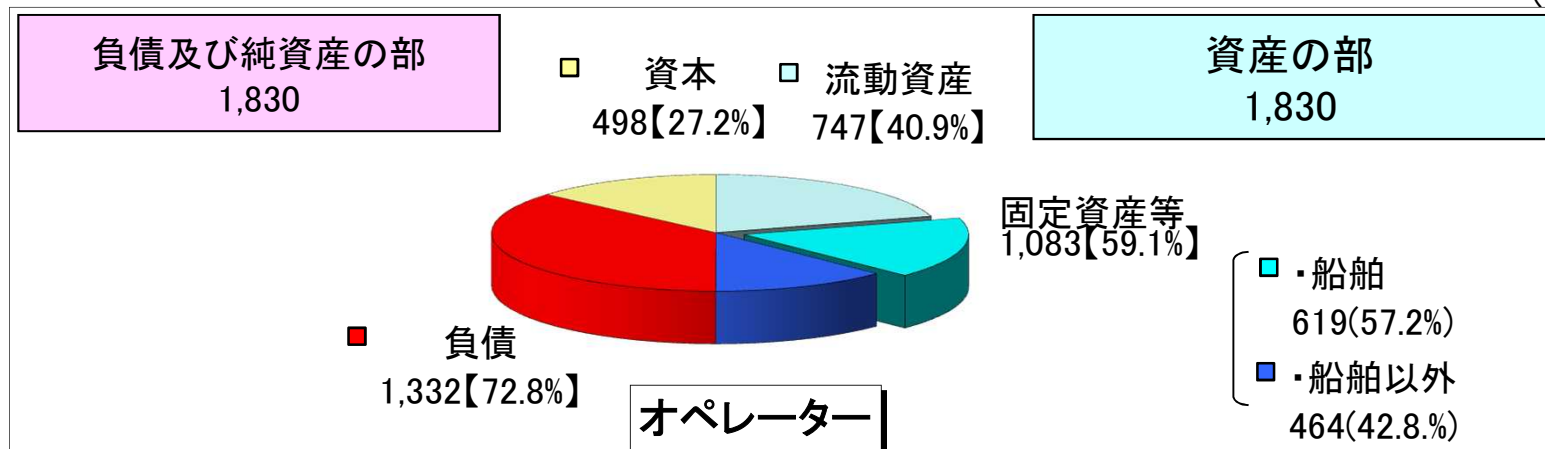
○ 国土交通省資料より作成

内航海運の財務状況

○内航海運業者の財務状況をみると、資産に占める固定資産の割合は、オペレーターが59.1%、オーナーが72.7%であり、船舶等に依存した資産構成となっている。

○また、自己資本比率は、オペレーターが27.2%、オーナーが7.8%であり、特にオーナーについては脆弱な経営基盤となっている。

(単位:百万円)



○国土交通省海事局資料より作成。

(注):【 】内は各部に対する割合

()内は固定資産等に対する割合

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成28年4月1日現在)

局 別	漁 種	内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H.28.4.1)	25	50	498	317
	② (H.27.4.1)	26	55	524	339
	① - ②	△ 1	△ 5	△ 26	△ 22
東北運輸局	① (H.28.4.1)	31	72	443	275
	② (H.27.4.1)	31	72	437	265
	① - ②	0	0	6	10
関東運輸局	① (H.28.4.1)	82	200	2,451	1,758
	② (H.27.4.1)	81	207	2,586	1,924
	① - ②	1	△ 7	△ 135	△ 166
北陸信越運輸局	① (H.28.4.1)	7	21	121	68
	② (H.27.4.1)	7	21	110	67
	① - ②	0	0	11	1
中部運輸局	① (H.28.4.1)	52	104	917	241
	② (H.27.4.1)	38	74	643	134
	① - ②	14	30	274	107
近畿運輸局	① (H.28.4.1)	89	238	1,979	688
	② (H.27.4.1)	91	236	1,931	683
	① - ②	△ 2	2	48	5
神戸運輸監理部	① (H.28.4.1)	127	237	1,589	626
	② (H.27.4.1)	126	234	1,537	600
	① - ②	1	3	52	26
中国運輸局	① (H.28.4.1)	276	505	3,565	492
	② (H.27.4.1)	277	497	3,513	508
	① - ②	△ 1	8	52	△ 16
四国運輸局	① (H.28.4.1)	389	713	5,565	367
	② (H.27.4.1)	391	698	5,396	356
	① - ②	△ 2	15	169	11
九州運輸局	① (H.28.4.1)	409	798	5,077	1,414
	② (H.27.4.1)	427	768	5,057	1,193
	① - ②	△ 18	30	20	221
沖縄総合事務局	① (H.28.4.1)	15	36	361	271
	② (H.27.4.1)	13	33	258	199
	① - ②	2	3	103	72
計	① (H.28.4.1)	1,502	2,974	22,566	6,517
	② (H.27.4.1)	1,508	2,895	21,992	6,268
	① - ②	△ 6	79	574	249

全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	58歳	339,840円	758,000円
賃金が最も低かった者	30歳	209,570円	246,455円
平 均	51.0歳	296,739円	446,810円
人 数	520人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	66歳	246,500円	493,000円
賃金が最も低かった者	21歳	126,000円	183,150円
平 均	40.6歳	220,892円	349,865円
人 数	162人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、平成28年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、101隻（職員520人、部員162人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 1 0 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 1 3 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 1 8 年	—	—	—	—
平成 2 0 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 2 5 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 2 6 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 2 7 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円

最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員A	職員B	はしけ長	部員A	部員B
北海道	H28.3.22	244,300	227,850		185,000	175,850
東北	H28.3.9	244,200	227,750		185,000	175,850
関東	H28.2.22	245,450	228,700		186,850	177,250
北陸信越	H28.3.22	245,150	228,700		185,800	176,500
中部	H28.3.24	245,150	228,700		186,550	177,250
近畿	H28.1.26	245,150	228,700	245,150	186,550	177,250
神戸	H28.2.9	245,150	228,700	245,150	186,550	177,250
中国	H28.2.22	245,150	228,700	245,150	186,550	177,250
四国	H28.3.1	245,150	228,700	245,150	186,550	177,250
九州	H28.2.22	245,150	228,700	245,150	186,550	177,250
沖縄	H28.2.22	245,150	228,700		186,550	177,250

費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,120	37,110	47,320	57,520	67,720
	(27,800)	(34,050)	(45,800)	(57,550)	(69,300)
	-2,680	3,060	1,520	-30	-1,580
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
	(43,190)	(58,260)	(50,360)	(42,460)	(34,560)
	2,700	-7,690	-4,200	-700	2,800
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
	(4,740)	(5,950)	(7,830)	(9,700)	(11,580)
	-2,000	600	220	-150	-520
雑費Ⅰ	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
	(27,370)	(36,890)	(56,030)	(75,190)	(94,340)
	5,980	8,300	7,830	7,360	6,890
雑費Ⅱ	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
	(11,620)	(23,740)	(27,100)	(30,450)	(33,800)
	-3,190	7,360	3,980	610	-2,750
計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
前年	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580
対前年増減	810	11,630	9,350	7,090	4,840
対前年比 (前年100)	100.7	107.3	105.0	103.3	102.0

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具、家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成27年人事院勧告(参考資料)」、「平成28年人事院報告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2525	2122	704	345	405	428	1421	334	1145	569
指数・22年100	22年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23年	99.7	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0
	24年	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5
	25年	100.0	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6
	26年	102.8	103.4	99.1	119.3	93.1	102.2	99.0	105.6	100.6	97.0
	27年	103.6	106.6	99.1	116.2	94.5	104.5	99.9	103.6	102.3	98.9
対前年比・%	22年	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.6	△ 1.2	△ 0.5	1.0	△ 9.6	△ 1.7
	23年	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	3.3	△ 5.6	△ 0.3	△ 0.7	1.2	△ 2.1	△ 4.0
	24年	0.0	0.1	△ 0.3	3.9	△ 2.9	0.0	△ 0.8	0.3	0.3	△ 1.6
	25年	0.4	△ 0.1	△ 0.4	4.6	△ 2.2	0.3	△ 0.6	1.4	0.5	△ 1.0
	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9
月別指数・22年100	27年1月	103.1	105.9	99.1	119.2	93.3	100.4	99.3	103.7	101.2	96.3
	2月	102.9	105.5	99.1	118.9	93.3	100.1	99.2	102.8	101.3	96.8
	3月	103.3	105.5	99.1	119.7	93.8	103.1	99.3	103.7	101.5	97.7
	4月	103.7	106.6	99.1	119.4	95.1	105.5	99.9	103.6	102.6	97.5
	5月	104.0	107.2	99.1	119.6	95.2	105.4	100.1	103.9	102.6	98.1
	6月	103.8	106.3	99.1	118.1	95.0	105.2	100.2	104.2	102.6	98.5
	7月	103.7	106.2	99.1	116.0	94.8	102.4	100.3	104.7	102.5	99.6
	8月	103.9	107.1	99.1	114.4	94.5	101.0	100.2	104.4	102.5	101.3
	9月	103.9	107.8	99.1	112.6	94.6	107.1	100.1	103.4	102.6	100.4
	10月	103.9	107.5	99.1	112.3	95.0	107.7	100.0	103.1	102.6	100.6
	11月	103.5	106.3	99.1	112.3	94.8	108.4	99.9	103.0	102.6	100.1
	12月	103.5	106.7	99.1	112.1	94.8	107.6	99.9	102.4	102.6	99.9
	28年1月	103.0	107.7	99.0	111.2	94.2	102.1	99.9	101.3	102.7	98.1
	2月	103.2	108.4	99.0	110.2	93.9	102.6	99.8	100.7	103.2	99.0
	3月	103.3	108.3	99.0	109.5	94.0	105.3	100.1	100.6	103.2	99.3
	4月	103.4	107.9	99.1	108.6	95.2	107.9	100.5	101.0	104.0	99.5
	5月	103.6	108.1	99.0	108.9	95.5	107.8	100.6	101.1	104.0	100.1
	6月	103.3	107.5	99.0	107.8	95.0	107.3	100.8	101.7	104.0	99.5

資料出所：総務省統計局「平成22年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(28.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)	
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	282	—	
(1) 地域別最低賃金	47	—	
(2) 産業別最低賃金	235	31,627	
イ 新産業別最低賃金	232	31,593	下記2-1
① 厚生労働大臣決定分	0	0	
② 都道府県労働局長決定分	232	31,593	
ロ 従来の産業別最低賃金	3	34	下記2-2
① 厚生労働大臣決定分	1	4	
② 都道府県労働局長決定分	2	30	

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(28.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	157
織維工業関係	5	10	150
木 木材・木製品製造業関係	1	1	9
パ パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	92
印 印刷・同関連産業関係	2	10	115
塗 塗料製造業関係	4	1	56
ゴ ム製品製造業関係	1	1	57
窯 窯業・土石製品製造業関係	4	4	117
鉄 鉄鋼業関係	22	36	1,455
非 非鉄金属製造業関係	9	11	439
金 金属製品製造業関係	4	9	118
一 一般機械器具製造業関係	26	250	5,114
精 精密機械器具製造業関係	7	9	210
電 電気機械器具製造業関係	46	256	10,215
輸 輸送用機械器具製造業関係	33	154	8,278
小 計	173	757	26,582
非 新聞・出版業関係	2	22	382
製 各種商品小売業関係	31	18	2,610
造 自動車小売業関係	24	208	1,970
業 自動車整備業関係	1	10	35
道 道路貨物運送業関係	1	3	14
小 計	59	261	5,011
合 計	232	1,018	31,593

2-2 従来の産業別最低賃金

(28.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	26
道路貨物運送業関係	1	1	4
全国非金属鉱業(厚生労働省大臣決定)関係	1	1	4
合 計	3	7	34

注：適用使用者数及び適用労働者数は、事業所・企業統計調査等の結果に基づき推計した適用労働者数である。

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		27年度	26年度	
地 域 別 最 低 賃 金		798 (47)	780 (47)	
対前年度上昇率 (%)		2.31	2.09	
産 業 別 最 低 賃 金	新 産 業 別 最 低 賃 金	食料品・飲料製造業関係	755 (7)	750 (7)
		繊維工業関係	749 (5)	741 (5)
		木材・木製品・家具・装備品製造業関係	810 (1)	798 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	798 (2)	784 (2)
		印刷・同関連産業関係	758 (2)	758 (2)
		塗料製造業関係	896 (4)	886 (4)
		ゴム製品製造業関係	833 (1)	819 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	825 (4)	788 (4)
		鉄鋼業関係	874 (22)	860 (22)
		非鉄金属製造業関係	828 (9)	835 (8)
		金属製品製造業関係	848 (4)	803 (5)
		一般機械器具製造業関係	851 (26)	839 (26)
		精密機械器具製造業関係	837 (7)	823 (7)
		電気機械器具製造業関係	826 (46)	814 (46)
		輸送用機械器具製造業関係	866 (33)	853 (33)
	小 計		845 (173)	833 (173)
	非 製 造 業 別 最 低 賃 金	新聞・出版業関係	855 (2)	855 (2)
		各種商品小売業関係	792 (31)	782 (31)
		自動車小売業関係	835 (24)	820 (24)
		自動車整備業関係	786 (1)	772 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計		814 (59)
	合 計		840 (232)	828 (232)
対前年度上昇率 (%)		1.45	1.60	
従 来 の 産 業 別 最 低 賃 金		804 (2)	804 (2)	
総 合 計		840 (234)	828 (234)	
全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(0)	(0)	
全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)	

注1： 本表の金額は、当該年度末現在において効力を有する地域別最低賃金と産業別最低賃金の適用労働者数による全国加重平均額（全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金(5,772円)は日額。それ以外は時間額）であり、()内は最低賃金の決定件数である。

注2： 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成17年度	3	(0.43)	3	(0.45)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.42)
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		26年度最低賃金額		対前年度増減額	27年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		780	—	16	798	—	18
A	東京	888	26.10.1	19	907	27.10.1	19
	神奈川	887	26.10.1	19	905	27.10.18	18
	大阪	838	26.10.5	19	858	27.10.1	20
	愛知	800	26.10.1	20	820	27.10.1	20
	千葉	798	26.10.1	21	817	27.10.1	19
B	埼玉	802	26.10.1	17	820	27.10.1	18
	京都	789	26.10.22	19	807	27.10.7	18
	兵庫	776	26.10.1	15	794	27.10.1	18
	静岡	765	26.10.6	16	783	27.10.3	18
	三重	753	26.10.1	16	771	27.10.1	18
	広島	750	26.10.1	17	769	27.10.1	19
	滋賀	746	26.10.9	16	764	27.10.8	18
	栃木	733	26.10.1	15	751	27.10.1	18
	長野	728	26.10.1	15	746	27.10.1	18
	茨城	729	26.10.1	16	747	27.10.4	18
C	富山	728	26.10.1	16	746	27.10.1	18
	岐阜	738	26.10.1	14	754	27.10.1	16
	北海道	748	26.10.8	14	764	27.10.8	16
	福岡	727	26.10.1	15	743	27.10.4	16
	奈良	724	26.10.3	14	740	27.10.7	16
	群馬	721	26.10.5	14	737	27.10.8	16
	山梨	721	26.10.1	15	737	27.10.1	16
	石川	718	26.10.5	14	735	27.10.1	17
	和歌山	715	26.10.17	14	731	27.10.2	16
	岡山	719	26.10.5	16	735	27.10.2	16
	福井	716	26.10.4	15	732	27.10.1	16
	山口	715	26.10.1	14	731	27.10.1	16
D	新潟	715	26.10.4	14	731	26.10.3	16
	宮城	710	26.10.16	14	726	27.10.3	16
	香川	702	26.10.1	16	719	27.10.1	17
	福島	689	26.10.4	14	705	27.10.3	16
	青森	679	26.10.24	14	695	27.10.18	16
	秋田	679	26.10.5	14	695	27.10.7	16
	山形	680	26.10.17	15	696	27.10.16	16
	徳島	679	26.10.1	13	695	27.10.4	16
	愛媛	680	26.10.12	14	696	27.10.3	16
	熊本	677	26.10.1	13	694	27.10.17	17
	大分	677	26.10.4	13	694	27.10.17	17
	鹿児島	678	26.10.19	13	694	27.10.8	16
	鳥取	677	26.10.8	13	693	27.10.4	16
	島根	679	26.10.5	15	696	27.10.4	17
	佐賀	678	16.10.4	14	694	27.10.4	16
長崎	677	26.10.1	13	694	27.10.7	17	
宮崎	677	26.10.16	13	693	27.10.16	16	
岩手	678	26.10.4	13	695	27.10.16	17	
高知	677	26.10.26	13	693	27.10.18	16	
沖縄	677	26.10.24	13	693	27.10.9	16	

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	0.2	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	0.5	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	0.7	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	0.8	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.6	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.2	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.4	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.3	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.0	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	1.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	1.5	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.2	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	—	—	—	2.14

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)